

旭町中学校 いじめ防止基本方針



1 基本的な考え方

いじめは、いかなる理由があっても、絶対に許されない行為です。本校では、すべての生徒が安心して学び、心豊かに成長できる学校づくりを目指し、「いじめを許さない」という明確なメッセージのもと、いじめの未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応に努めます。

本校のすべての教職員は、生徒一人ひとりの人権を尊重し、保護者・地域社会と連携しながら、いじめの根絶に向けて全力で取り組みます。

2 いじめの定義

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年）に基づき、いじめを「当該児童生徒が、一定の人間関係のある中で、他の児童生徒から心理的または物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」としています。SNS 等を含むインターネット上の行為も、いじめに含まれます。

3 いじめ防止の取り組み

(1) 未然防止

- ① 年2回の人権強調月間を通した、人権意識の醸成。
- ② 学級経営や日常の関わりを通した、生徒と生徒、生徒と職員との信頼関係の構築。
- ③ 情報ネットモラル教育の推進。

(2) 早期発見

- ① 全職員による、日頃からの観察、気になる変化の情報共有。
- ② 記述アンケートの調査。(年4回)
- ③ 校内の相談窓口の設置と周知。(校長室・保健室・各教科準備室)
- ④ 生徒等からの情報提供を受けやすい、相談体制の整備。

(3) 早期対応

- ① いじめ対策委員会(校長を中心に、教頭・教務主任・生徒指導主事・該当学年主任・学級担任・養護教諭等の複数の教職員で構成。必要に応じてスクールカウンセラーや地域の専門機関等を加える。メンバーは、実態に応じ柔軟に構成する。)を設置し、組織で対応をする。
- ② いじめの疑いがある場合には、迅速に事実確認と状況把握を行う。
- ③ 被害生徒の安全確保と心のケア、加害生徒への指導と再発防止策の実施。
- ④ 保護者への丁寧な説明と連携を重視した対応。

4 重大事態への対応

いじめにより、生徒の生命・身体・財産等に重大な被害が生じた場合、または30日以上の不登校となった場合は、学校設置者（教育委員会）に報告のうえ、「いじめ重大事態」として、第三者を含む調査組織を設置し、事実関係を公平・迅速に調査します。

また、調査結果は、保護者・関係機関に適切に報告し、再発防止に向けた改善策を講じます。

5 相談体制と情報の取り扱い

生徒・保護者からのいじめに関する相談は、担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等、学校職員であれば、誰にでも伝えることができます。

相談内容やプライバシーは適切に管理され、相談したことによって不利益が生じることはありません。

6 保護者・地域の皆さまへ

いじめを防ぐには、学校・家庭・地域が共に子どもを見守る協力体制が必要です。日頃からの子どもの様子への関心、悩みの早期キャッチ、学校への積極的な情報提供にご協力をお願いいたします。ともに、「いじめのない学校づくり」を進めてまいりましょう。

＊本方針は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づき、本校の実情に応じて策定したものです。必要に応じて見直しを行い、継続的な改善を図ります。

＊QR コードから相談することもできます。



LINE 相談窓口「ひとりで悩まないで@長野」